

第 5 回土岐川庄内川流域委員会 議事要旨

日時 : 平成 16 年 3 月 5 日 (金) 14:00 ~ 17:30

場所 : 名古屋逓信会館 4F ユニオンホール

- 1 . 開会
- 2 . 挨拶 (中部地方整備局 庄内川河川事務所長)

3 . 議事

第 4 回土岐川庄内川流域委員会議事要旨の確認
第 4 回流域委員会議事要旨が確認されました。

流域委員会の運営について

流域委員会にワーキンググループ(以下WG)を設ける事が出来る規約改正(第 4 条)が承認され、「自然環境WG」を設置することが決定しました。また次のことが確認されました。

- ・ 規約の改正については、一部修文を行う。
- ・ 自然環境WGのメンバーについては、各委員は委員長に自薦・他薦を含めて申し込む。

現状と課題について

土岐川庄内川の課題について、主に次のような意見を頂きました。

〔治水の課題〕

- ・ 自治体との連携では、避難態勢、避難誘導などの減災という視点が重要である。
- ・ 治水上危険な箇所は都市化をさせないような、河川サイドが都市計画に意見が言えるということが重要になる。
- ・ 庄内川の破堤を防ぐ為には、(外水被害に比較して被害が小さくなると考えられる)内水被害をどの程度地域が受け入れるかという議論が必要である。
- ・ 自治体・住民と連携してピロティ形式の家屋や各戸貯留施設などの、市民の積極的な理解と協力による流域対策が求められる。
- ・ 住民が「自分たちの地域は自分たちの安全として守る」という姿勢が重要で、「住民と連携して目指す減災」という視点が重要である。
- ・ 市民のイニシアチブで避難できるような使えるハザードマップをどう作成し、運用していくかが重要である。
- ・ 川の周りはどんな地形であって、どんな歴史を持っているかを地域の人に情報発信していくことなど、環境教育に相当する流域圏教育(啓蒙)が重要である。
- ・ 河川整備には限界があるということを理解していただく必要がある。

〔水利用と水環境から見た課題〕

- ・ 水質における排水規制の強化については、企業との連携・調整が必要である。
- ・ 水環境改善は、「住民・NPO・企業が一体となった」を「地域住民・地域企業が一体となった」という表現に変える。
- ・ 治水における貯留浸透機能の減少に考慮した地域開発のようなことが、水利用や環境保全のところにも必要で、流域環境を保全し水循環の構築につながる視点が重要である。

〔河川の自然環境から見た課題〕

- ・ 河川内に残された自然環境の保全とともに、失われた自然の再生という視点が重要である。
- ・ 植物のみではなく動物の外来種対策を課題に入れる必要がある。
- ・ 庄内川の河川空間は、都市化された流域の中で河川だけでなく流域の生態系も救う役割を担っているのではないかとこの視点が重要である。

〔人の関わりの面から見た課題〕

- ・ バランスのとれた情報の交流が地域にとって重要であり、「地域に根ざした河川整備」の中に歴史という視点、家族という視点が必要である。

地域懇談会の実施状況について

地域懇談会の実施状況を説明しました。

行政連絡会議の実施状況について

行政連絡会議の実施状況を説明しました。

次回の議題について

次のことが確認されました。

- ・ 第6回委員会の前に自然環境WGを開催する。
- ・ 第6回委員会では、流域委員会で出された課題、自然環境WGの結果、地域懇談会で出された課題、自治体の意見等を議論しとりまとめる。

4. その他

小里川ダムについて

小里川ダムの竣工について報告しました。

新川の整備計画検討状況について

新川の整備計画の検討状況を愛知県より報告し、次の意見を頂きました。

- ・ 庄内川と新川の関係について整理すること。

5. 閉会のあいさつ（庄内川河川事務所長）

6. 閉会

土岐川庄内川流域委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「土岐川庄内川流域委員会」(以下「流域委員会」という。)とする。

(目的及び設置)

第2条 本流域委員会は、今後、20～30年間の具体的な河川整備内容を示す「土岐川庄内川河川整備計画(案)」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する趣旨に基づき、学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

(役割)

第3条 「土岐川庄内川河川整備計画(原案)」について意見を述べる。
2. 土岐川庄内川の整備に関する重要事項について、必要に応じて指導助言する。

(組織等)

第4条 流域委員会の委員は、局長が委嘱する。
2. 流域委員会の設置は整備計画の出来るまでの2年とする。
3. 委員会がワーキンググループを必要と認めるときは、ワーキンググループを設けることができる。
4. ワーキンググループの組織・運営については、別に定める。

(情報公開)

第5条 会議は原則公開とし、議事内容及び会議資料の公開方法については、流域委員会で定める。

(会議)

第6条 流域委員会には委員長及び副委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長が委員の中から指名する。
2. 委員長は会務を総括し、流域委員会を代表する。
3. 委員長は流域委員会を招集する。
4. 副委員長は委員長を補佐する。
5. 委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代行する。
6. 流域委員会はその運営に関し、運営方針を定める。

(臨時委員)

第7条 流域委員会は必要に応じて、臨時に委員を招聘することができる。

(参考人)

第8条 流域委員会は必要に応じて、委員以外のものから参考意見を聴くことが出来る。

(事務局)

第9条 流域委員会の事務局は国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所が行うものとし、流域委員会の指示により、以下の事務をする。
2. 会議資料の作成
3. 議事録、会議内容のとりまとめ及び公表資料案の作成等

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、全委員総数の過半数の同意をもってこれを行うものとする。

(雑則)

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、流域委員会において定める。

付則

(施行期日)

この規約は、平成15年3月3日から施行する。
平成15年6月5日一部改正
平成16年3月5日一部改正

土岐川庄内川流域委員会

自然環境ワーキンググループの運営について

(名称)

本ワーキンググループは、「土岐川庄内川流域委員会自然環境ワーキンググループ」(以下「自然環境WG」という)とする。

(主旨)

土岐川庄内川流域委員会(以下「流域委員会」という)の規約第4条第3項に基づき、自然環境WGに関し必要な事項を定める。

(目的及び役割)

1. 自然環境WGは、流域委員会で土岐川庄内川の自然環境について議論、検討するのに際して、自然環境に関わる専門分野の学識者・有識者と意見交換する場とする。
2. 自然環境WGでの議論は、流域委員会で報告する。

(組織)

1. 自然環境WGのメンバーは、庄内川河川事務所長が委嘱する。
2. 自然環境WGのメンバー構成は以下に定める。
 - ・流域委員会の委員長、副委員長と一部の委員(自薦他薦)
 - ・土岐川庄内川に関連する自然環境(鳥類、魚介類、昆虫類、植物、水質等)に関わる専門分野の学識者・有識者
3. 学識者・有識者の選定は、委員長がWGに参加する流域委員会委員の意見を聞いて決定する。

(情報公開)

自然環境WGは、自然環境に関する自由な意見交換の場であること、特定の野生動植物の情報を扱うことが想定されることなどから、非公開とする。

(会議)

1. 自然環境WGは、議長を置くこととし、議長は流域委員会委員長とする。
2. 議長は、自然環境WGを召集し、会務の総括をする。

(会期)

自然環境WGの会期は、流域委員会が設置されている期間とし、流域委員会規約第4条第2項に基づき定める。

(事務局)

自然環境WGの事務局は、庄内川河川事務所が行うものとし、自然環境WGの指示により、以下の事務をする。

- ・会議資料の作成
- ・議事録、会議内容のとりまとめ及び流域委員会報告資料案の作成等

(雑則)

自然環境WGの運営について定めるもののほか、運営に関し必要な事項は自然環境WGにおいて定める。

治水の課題

都市河川に相応しい河川整備

- ・流域の状況にあわせた河川整備
 - 氾濫形態の違いを考慮した治水対策
 - 整備目標の適切な設定
 - 沿川状況を考慮した河川整備（大規模な引き堤が困難）
 - 耐震対策
 - 堤防整備の促進（質的安全度の向上も含めて）
 - 河道貯留効果も考慮した河川整備
 - 洪水の流下阻害となる横断構造物の管理及び改善
 - 水衝・洗掘・漏水区間（重要水防箇所）の対策
- ・自治体と連携した減災及び流域対策
 - 内水被害の軽減
 - 都市計画との連携と積極的な問題提起
 - 市民の積極的な理解と協力による流域対策
- ・住民と連携して目指す減災
 - 情報伝達や水防などの減災対策
 - 市民に利用されやすいハザードマップ
 - 河川の安全度と限界の理解
 - 流域圏理解
- ・流域と一体となった防災システムの構築
 - 防災拠点
 - 緊急河川敷道路

新川と庄内川との関係の再構築

- 洗堰の位置づけ
- 新川流域と庄内川流域の調整

貯留・浸透機能の減少に考慮した地域開発

- 流域の貯留・浸透機能の維持

水利用と水環境から見た課題

水利用の適正化

- ・現状の農地利用に見合った水利用
- ・環境に配慮した弾力的な水利用

流域と自治体とが一体となった水環境改善

- ・排水規制の強化と適正な運用（監視）
 - 排水規制強化などさらなる水質の改善
 - 環境基準遵守から目標達成型への転換
 - 水質事故対策の強化
- ・下水道等の整備推進
 - 下水道の整備促進
 - 合流式下水道の改善
- ・おりがわ湖の水質保全
- ・河川の持つ自浄機能の向上

地域住民・地域企業が一体となった水環境改善

- ・環境に対する意識の向上
- ・環境にやさしい生活様式への転換

河川の自然環境から見た課題

生態系の保全と再生

- ・治水との調和のとれた環境対策(環境保全)
- ・河川内に残された自然環境の保全・再生
- ・動植物の外来種対策
- ・流域の生態系に寄与する河川環境の保全・再生

人との関わりの面から見た課題

治水上の課題(堤防)

- ・堤防の適正管理
 - 堤防道路を通過する大型車両による堤防の弱体化
 - 道路付属物等による堤防の弱体化
(ガードレール、標識、冠水表示板、信号機等)
 - 堤防道路による水防活動への支障
(渋滞、放置・駐車車両、ガードレールによる支障)
- ・管理用通路の確保
- ・占用家屋の移転

治水上の課題(高水敷)

- ・高水敷の適正利用
- ・占用施設の適正利用

環境(利用)上の課題

- ・川へのアクセスの確保
- ・動植物の移動阻害対策(グラウンド、取水堰等による)
- ・ホームレス対策
- ・不法投棄対策

地域に根ざした河川整備

- ・歴史、文化及び生活と密着した河川空間の創造
- ・家族が親しむ川づくり